

令和3年度

事業計画書

公益財団法人 日本台湾交流協会

(令和3年3月)

令和3年度事業計画書

I. 総論

当協会は、外交関係のない日本と台湾の間で、邦人及び本邦企業等の保護、邦人子女教育の実施、人的往来を含め、貿易、経済、技術その他の交流を維持、促進させることを目的として、昭和47年に設立された公益財団法人であり、東京に本部を、台北と高雄に在外事務所を置いている。

政府の「できる限りの支持と協力を与える」との方針に基づき、事業に要する経費の大宗は国からの補助金等に拠っており、残りは民間からの維持会費等によって支えられている。

当協会は設立以来48年間を経過したが、その間日台関係の動向を踏まえつつ、定款等に定められた各種事業を柔軟かつ着実に遂行してきた。

令和3年度においても、下記「1.」の現状認識を踏まえ、「2.」の基本方針により事業を実施する。また、個別事業の内容は「II. 各論」のとおりである。

1. 日台関係等の現状

(1) 日台交流

2020年における日台間の人的往来は、新型コロナの影響により、訪台日本人が対前年比87.6%減の約27万人（台湾交通部観光局統計）、訪日台湾人も対前年比85.8%減の約69万人（日本政府観光局統計）、合計した日台の人的往来は対前年比86.3%減の96万人といずれも大幅な減少となった。ただし、訪台外国人数では日本が11年ぶりの1位、訪日外国人数では台湾が5年ぶりに韓国を抜いて2位となるなど、コロナ禍においてもその存在感は互いに大きいといえる。

日本と台湾の地方自治体間交流について、2020年は新型コロナウイルスの影響で日台の往来が困難な状況にありながらも、宮城県栗原市と南投市、富山県氷見市と高雄市鼓山区がオンライン形式で姉妹都市提携や友好交流を締結する（当協会調べ）等、交流が進んでいる。

文化・スポーツ交流面では、台湾住民の日本文化への関心の高さから引き続き交流が活発に行われている。特に、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関し、台湾を相手とするホストタウン数は28自治体と世界最多であり、日台間のスポーツ交流が活発化している。

経済面でも日台は互いに非常に重要なパートナーである。日本側統計によれば、2020年の日台間貿易総額は7.6兆円であり、コロナ禍においても昨年並みを維持したほか、中国、米国、韓国に次ぐ第4位の貿易パートナーである。我が国の2020年の対台投資においては、金額ベースでは9.6億ドル、件数ベースでは283件と、2019年を下回る結果となった。主な投資案件は、日系電機メーカーによる同社台湾法人への大型増資、日系半導体メーカーによる台湾系電子部品メーカーへの大型投資等があげられる。

2020年1月の総統選で再選された蔡英文総統の2期目の就任式が5月20日に開催された。就任式は、新型コロナウイルス感染症対策のため海外からの来賓を招かない形で開催されたが、大橋会長や古屋圭司日華議員懇談会会長（衆議院議員）らからビデオメッセージを送り、海外要人らのメッセージとともに式典において放映された。

2020年7月30日、李登輝元総統が逝去した。これを受け、8月9日、森喜朗元総理大臣を団長とする日本台湾交流協会・日華議員懇談会弔問団が訪台した。また、9月18日から19日にかけて、森元総理を団長とする弔問団が再度訪台し、19日に台北で開催された李登輝元総統告別式に参加した。いずれも谷崎理事長が参加した。

日台間の市民感情は引き続き良好であり、駐日台北経済文化代表事務所が2020年11月に日本国内で行った世論調査では、日本人の77.6%が台湾に「親しみを感じる」と答え、また73.6%が日台関係を「良好」と答えた。台湾住民も総じて親日的であり、とりわけ若い世代の日本に対する関心は総じて高い。

2015年に米台間で立ち上げられた人材育成の枠組みであるグローバル協力訓練枠組み（GCTF）は、2019年から当協会も共催に加わっており、2020年6月、成立5周年を迎えるに当たって泉台北事務所代表、呉釗燮台湾外交部長及びクリステンセン米国在台協会（AIT）台北事務所長と共同で記者会見を開催し、共同声明

を発表した。2020年は、新型コロナウイルスによる影響があったものの、計7件のバーチャル・セミナーを開催した。

新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大するなか、いち早い入境制限や厳格な防疫措置、先進的なマスク配給システムなど、台湾の新型コロナ対策が奏功しているとして、日本でも注目された。台湾当局は世界各国に対して積極的な医療物資支援を行う中、日本に対してもマスク200万枚等を寄贈した他、地方当局、民間レベルでも防疫物資の寄贈が行われている。

(2) 台湾経済

行政院主計総処が2021年1月に発表した国民所得統計等の概算値によると、2020年の実質GDPは、輸出の好調や継続的な民間投資、生産能力の向上等を受けて、前年比2.98%増となる見込みが示された。その成長寄与度をみると、内需部門が+0.26%、外需部門が+2.72%となっている。

また、2021年の経済成長率の見通しについて、2020年11月時点で+3.83%増が予測されている。これは世界経済の回復による輸出の更なる増加、内需の回復を見込んでの数値となっている。

(3) 台湾内政

2020年1月11日に実施された総統選挙において、民進党・蔡英文総統は、前回2016年選挙を大きく上回る史上最多の817万票を獲得し、国民党候補の韓国瑜・高雄市長（当時）に260万票以上の差をつけて再選を果たした。また、同日実施された立法委員選挙においても、民進党は過半数の57議席を上回る61議席を獲得し、「完全執政」を維持した。

敗れた国民党は、呉敦義主席を始めとする党幹部が辞任し、その後3月に実施された党主席補欠選挙で江啓臣・主席が新たに就任し、党改革に着手している。また、総統選挙に敗れた韓国瑜氏は6月に罷免投票の末、高雄市長を失職し、8月に実施された同市長補選では、行政院副院長を務めていた民進党の陳其邁氏が当選した。

新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大する中、徹底した感染症対策によりその封じ込めに成功した蔡英文政権の支持率は、一時就任以来最高の水準まで上昇した。8月末に蔡英文総統が2021年1月からの米国産牛・豚肉の輸入解禁を発表したことを巡って国

民党が反発し、2021年8月の公民投票実施に向けて準備を進めているが、蔡英文政権の支持率は、2021年1月の各種世論調査においても、依然として支持が不支持を上回っている状況にある。

(4) 対外関係（兩岸関係を含む）

蔡英文総統は、2020年1月11日の総統選挙当選後の会見で、今回の選挙は台湾が「一国二制度」を受け入れないことを内外に示したとしつつ、「平和、対等、民主、対話」の8文字を用いて北京側に対話を改めて呼びかけた。これに対し、中国外交部報道官は、「台湾問題は中国の内政問題である」との従来の立場を述べた。6月に香港で「国家安全維持法」が成立し、その後香港政府による民主派などに対する厳しい締め付けが続き、台湾人の中国政府に対する感情は悪化した。

年度を通じて中国軍用機による台湾南西空域への進入飛行、「中間線」越境事案が発生し、台湾国防当局はこれらを批判し、警戒を強化した。2020年10月10日の国慶祝賀式の演説で蔡英文総統は、兩岸関係の安定の維持は双方の共同の責任であって、対等な立場から台湾海峡の安全を維持し、そのための意義ある対話を行っていききたい旨発言した。

中国の武漢から世界に拡大した新型コロナウイルス感染症について、台湾は2020年1月からの厳しい水際対策、徹底した隔離措置など迅速な初期対応が奏功し、感染症対策に成功している。また、各国に対するマスク等医療物資の提供支援、台湾自身の感染症拡大防止の成功により国際社会におけるプレゼンスを高めた。このような流れを受け、5月及び11月に開催されたWHO総会では、日本や欧米諸国を中心とする国際社会から台湾のオブザーバー参加を求める声がこれまで以上に高まったが、中国の反対により、実現しなかった。

米国大統領選挙で再選を目指すトランプ大統領は米台関係の強化に取り組み、兩岸関係にも影響を与えた。2020年8月、エイザー保健福祉長官が訪台したが、これは米台断交以来、最も高いレベルの米政府現役閣僚の訪台となった。また、7月末に逝去した李登輝元総統の追悼告別式出席のために、9月にはクラック國務次官が訪台した。

米国では2020年12月に議会提案の台湾保証法が成立し、2

021年1月には国務省が米台政府職員の交流制限の撤廃を発表した。さらに、米国の武器売却において台湾向け売却額がトップとなる等、米国による台湾の防衛力強化の動きが続き、中国はこれらに強く反発した。

米国大統領選挙は民主党のバイデン候補が当選し、就任後のバイデン政権の対中政策が注目されるなか、国務省は2021年1月23日、「中国に対して台湾への軍事・外交・経済的圧力を停止し、民主的に選ばれた台湾の代表との対話を進めるよう、強く求める」との報道官声明を発表した。

(5) 新型コロナウイルス感染症に係る状況

台湾当局は、世界的な感染拡大を受け、2020年3月19日より、居留証を所持する者等一部の例外を除き全ての外国人の入境を停止し、台湾籍者も含め全ての入境者に対し、14日間の在宅検疫を義務づけるなど水際措置を強化した。3月から4月前半には感染ルートが確認できない本土感染が確認されたほか、4月後半には遠洋航海に出ている海軍船舶での集団感染（36名の感染確認）が発生するなど緊張が高まる時期もあったが、4月13日以降、長期間にわたり本土感染は確認されなくなった。

こうした中、4月後半からは防疫と生活の両立を目指す「防疫新生活運動」を開始、6月7日には公共交通機関での自由席販売規制やイベントの人数制限等の緩和に踏み切った。また、6月29日からは入境後14日間の在宅検疫等を条件に、観光及び一般社会訪問を除く外国籍者の入境を認めるなど水際措置の緩和も行った。さらに、7月以降は「安心旅行（ホテル利用料補助等）」「振興三倍券（現金1,000元を3,000元分のクーポンに交換）」や「芸FUN券（文芸消費クーポン）」など、国内消費刺激策を推進するなど、平時に近い生活が送れるようになった。

12月後半以降、253日ぶりとなる本土感染の確認、英国、南アフリカ等での変異種の出現のほか、2021年1月に入ると桃園市に所在する病院でクラスター感染が発生し、医療関係者家族の感染も確認され、台湾でも市中感染が広がるのではないかと緊張感が高まった。中央流行疫情指揮中心（CECC）を中心に、迅速な対応を行う中、各縣市や民間でも、クラスターの発生を避けるため、1月から3月上旬に実施予定であった大規模イベント、恒例

の尾牙（忘年会）等を中止・延期するなど、中央、地方、民間が連携して抑え込みに尽力し、市中感染の拡大には至っていない。

（6）台湾日本関係協会との協議、協力

谷崎理事長と邱会長が共同委員長を務める日台若手研究者共同研究事業については、令和2年度で第1期を終了し、令和3年度以降の第2期の実施に向けて台湾側と調整している。

上記会合以外にも、両協会間で作成された覚書に基づき、中小企業協力、製品安全等、多岐にわたる分野の実務協議が実施され、日台実務者間の相互理解の醸成と具体的問題解決に貢献してきている。

2. 令和3年度事業実施にあたっての基本方針

上記現状を踏まえつつ、日台間の一層の交流促進を実現するため、特に下記の基本方針に留意しながら、「Ⅱ. 各論」に記載する個別事業を行う。個別事業の実施に当たっては、事業の継続性を重視しつつ新たな状況にも柔軟に対応していく。

（1）邦人保護

在留邦人数が1万9,074人（2020年11月末現在）に達する中で、邦人保護業務の重要性は増しており、引き続き、その実施に遺漏なきを期す。

（2）情報収集・提供及び広報の強化

台湾当局と緊密な意思疎通を維持すること等により、日台間の課題への対応に遺漏なきを期す。第2期蔡英文政権の政策方針、政策決定メカニズム、政局、経済、民意の動向、食品輸入規制問題、歴史に係る問題、兩岸関係等に関する情報収集に努めるとともに、日本側関係者に必要な情報を随時提供する。

ホームページ及びフェイスブック等の様々なツールを活用して、引き続き広報の強化を図る。

（3）各種の交流・協力促進

経済交流、文化交流、観光交流、地域交流等の促進を含む幅広い分野における台湾との協力関係の構築に努める。

現在の良好な日台関係は、日本語世代（既に平均年齢80歳超の人

々)によって築かれた面が強く、かかる世代が去って行く中で、若い世代の対日理解者を増加させていくことが極めて重要である。こうした認識の下、当協会の各種ツールを総動員して新たな知日派育成、企業間交流を促進する。

- ① 東日本大震災10周年に当たる2021年を一つの節目と位置づけ、民間団体等とも連携しつつ、日台友情の精神を表した当協会オリジナルの広報ロゴを積極活用しながら、台湾側との協力の下、文化・学術・経済等各種側面からの交流活動等を活発に実施することにより、日台関係の一層の強化を図る。
- ② 台湾当局による日本産食品への輸入規制措置について、引き続き早期解除・緩和を働きかけていくとともに、福島を含む5県産食品の輸入禁止措置撤廃に向けた、日本の検査体制等の情報発信、また台湾当局やプレス等への情報提供を行う。ALPS処理水に関して、我が国近傍に位置する台湾に対し、分かりやすい丁寧な広報を行い不安払拭に努める。また東日本大震災からの復興支援のため、福島県内企業を始め東北被災地企業と台湾企業とのマッチング支援を行う。
- ③ 貿易経済会議、日台第三国市場協力委員会等について、引き続き円滑な運営とそのフォローアップに努め、日台企業間の協力を促進する。また、日台海洋協力対話及び日台漁業委員会を通じ、海洋に関連した日台間の諸懸案の適切な処理を図っていく。
- ④ 日台双方の関係機関と連携しつつ、日台産業協力架け橋プロジェクトを推進することにより、中小企業、地方企業等への支援に努める。また、令和2年度より台北に設置した支援拠点を通じ、日本のスタートアップ企業の台湾における事業展開を支援する。
- ⑤ 文化及び人的交流事業においては、引き続き次世代を担うリーダー候補者の取り込みを進めるとともに、台湾人高校生留学事業や奨学金留学生事業等を通じて、将来の日台間の懸け橋となる青少年層の交流強化に努める。
- ⑥ 日本研究の基盤を厚くするとともに、優秀な日本専門家を育成するための台湾側当局・学術界・大学等の取組みに対し、支援を継続する。日台双方の若手研究者が交流し、共同で研究活動に携わる事業を本格化させることで、日台相互理解の増進を促進する。
- ⑦ 台北事務所に設置した「日本文化センター」を積極的に活用

し、文化紹介事業や日本語教育事業を強化していく。

- ⑧ 日台の地方自治体間での産業協力、観光協力等の取組みを支援して、地域レベルでの重層的な交流促進に繋げていく。
- ⑨ グローバル協力訓練枠組み（GCTF）への関与と協力を強化していく。

（４）新型コロナウイルス感染症への対応

台湾関係当局による公式発表等の公開情報のほか、衛生福利部、外交部等関係部門担当者等と緊密な連携を維持して情報収集を行い、正確かつ最新の情報の報告、HPや領事メールを活用した邦人への情報発信を行う。また、本件対応に当たって、現地日本人会（日本人学校含む）及び日本工商会とも緊密に連携する。

（５）当協会の運営

公益財団法人としての適切な運営に努める。

- ① 令和３年度政府予算案では為替レートが１０８円で積算されており、限りある予算の的確な管理と執行に努める。
- ② 各種事業実施のため適正規模の予算及び実施体制確保の必要性について理解が得られるように努める。
- ③ 維持会員を増加させるため、台湾に進出した企業等に当協会の存在意義等を説明する機会を設ける等、積極的に勧誘を行うよう努める。

Ⅱ. 各論（個別事業説明）

令和3年度においては、上記基本方針を踏まえつつ、以下の事業を行う。

1. 総務、渉外関係事業

- (1) 台湾における邦人の生命、身体及び財産並びに進出企業等の台湾における財産と利益が損なわれないように、関係当局との折衝を含む各種便宜を図る。
- (2) 邦人の台湾への入域と在留、台湾住民及びその他外国人の台湾から日本への入国に関し、必要な便宜を図る。
- (3) 邦人と台湾住民及び台湾在住外国人との間の渉外事項に関して、調査あっせん等必要な支援を行う。
- (4) 我が国船舶の台湾諸港への入域（緊急入域を含む）、船員の病気その他の理由による台湾への上陸等につき、必要な便宜を図る。また、台湾近海での我が国漁船の安全操業が保証されるよう必要な便宜を図る。
- (5) 台湾との運輸、通信関係を円滑に維持するため、関係当局との連絡等必要な便宜を図る。
- (6) 良好な日台関係を更に維持・発展させるため、台湾側関係機関との連絡調整を密接に行うとともに、台湾情勢や兩岸関係等々の趨勢につき十分な情報収集を行う。
- (7) 台湾における在外選挙（郵便投票等）を行うため、在外選挙人名簿登録の受付、在外選挙人証の交付等必要な業務を行う。
- (8) 台北、台中及び高雄の日本人学校及び台北日本語授業校、新竹日本語補習授業校に対し、学校の安全対策を含めて必要な支援を行う。
- (9) 日台関係の発展に貢献されてきた功労者の発掘に取り組み、その方々への叙勲、大臣表彰、当協会表彰等の顕彰に努める。
- (10) 台湾との係わりを有する企業、団体等に参加を働きかけることにより、維持会員数の維持・拡大に取り組む。

2. 貿易、経済関係事業

- (1) 貿易経済会議の開催及び必要なフォローアップを行う。また、日台第三国市場協力委員会を開催し、第三国市場における日本と台湾双方の企業間のビジネス協力について検討を行う。
- (2) 日台間の貿易・投資・技術交流の推進を図るため、日台産業協力架け橋プロジェクトの協力強化に関する覚書、民間投資取決め、民間租税取決め等両協会間の協力文書に記された内容を踏まえつつ、以下の事業を実施する。
 - ① 日本の中小企業と台湾企業とのビジネス・アライアンスを促進するため、商談会、展示会出展支援、セミナー等を実施する。
 - ② 貿易投資相談業務を実施するとともに、協会ホームページやメールマガジンを通じた情報提供を行う。
 - ③ 台湾との中小企業交流、地域間交流、第三国市場での協力の重要性が高まっていることに鑑み、ジェトロ、中小機構、商工会議所、地方自治体、台湾の関係機関等と連携し、日本及び台湾の各地において、日台パートナーシップ強化セミナー等を開催する。
 - ④ 日台双方の関係機関と連携しつつ、日台企業間の第三国市場での協力を促進する。
 - ⑤ 台湾における日本の中小企業のビジネス展開を支援するため、現地の関係協力機関等と連携した相談・仲介サービス等事業を実施する。特に日系スタートアップ企業の台湾における事業展開について支援を行う。また、台湾企業による対日投資促進のため、セミナー等を行う。
 - ⑥ 地域経済団体、業界団体及び地方自治体等の依頼に対応し、市場調査や対台湾投資等に必要な便宜を図る。
 - ⑦ 今後の日台経済貿易関係の在り方、方向性等について、外部有識者等の協力を得ながら調査研究を行う。
 - ⑧ 福島を含む5県産食品の輸入禁止措置撤廃に向けた、日本の検査体制等の情報発信、また台湾当局やプレス等への情報提供を行う。ALPS処理水に関して、我が国近傍に位置する台湾に対し、分かりやすい丁寧な広報を行い不安払拭に努める。また東日本大震災からの復興支援のため、福島県内企業を始め東北被災地企業と台湾企業とのマッチング支援を行う。
- (3) 台湾の貿易・経済・技術関連の有力者、中堅指導者を招聘し、関係者との意見交換、施設訪問等を行い、双方の理解と交流を深め

る。

- (4) 台湾の貿易、経済関係の一般情報及び市場動向について随時情報収集に努め、情報提供を行う。こうした情報は、ホームページ等を活用して広く利用に供するものとする。
- (5) 特許庁からの委託に基づき、台北事務所知的財産権を担当する職員を駐在させ、関係当局との意見交換、情報交換等を行う。また、台湾における日系企業等の知的財産権の権利行使等を支援するため、アドバイザーによる相談事業を行うとともに、日本及び台湾においてセミナー等を開催する。
- (6) 台湾からの訪日観光を促進するため、日本政府観光局や地方自治体等と連携しながら、台湾における市場調査や広報等を行う。
- (7) 当協会の「日台ビジネス交流推進委員会」と台湾側窓口である「台日商務交流協進会」との交流に努める。
- (8) 日本企業の台湾での事業展開等を支援するため、ジェットロ等と連携しながら、台湾における情報収集や調査等を行う。

3. 広報・文化交流等事業

- (1) 日本への深い理解を促進するために、以下の事業を実施する。
 - ① 台湾における日本語教育促進のため、台湾の日本語教師に対する各種支援を実施する。また、独立行政法人国際交流基金からの委託に基づき、台湾の高校への「日本語パートナーズ」派遣事業を実施し、中等教育における日本語教育を支援する。
 - ② 台湾の高校生の日本留学事業を実施し、次世代の日台交流を担う知日派人材の育成につなげる。また、同事業参加者へのフォローアップを行う。
 - ③ 大学生及び大学院生に対する留学生奨学金事業を実施し、次世代の日台交流を担う知日派人材を育成する。また、元奨学金留学生へのフォローアップを強化する。
 - ④ 日本研究修士・博士課程や日本研究単位プログラム等での日本研究において高い関心が持続されるよう、台湾の日本研究機関及び大学との関係を強化し、台湾における日本研究の促進を図る。また、平成22年に設立した日本研究支援委員会の協力を得つつ、台湾における日本研究に携わる人材育成のための支援を行

う。

- ⑤ 台湾における日本研究の底辺の拡大及び推進を図るため、台湾の人文・社会科学系研究者の訪日研究を支援するとともに、自然科学系研究者についても引き続き訪日研究支援を行う。台湾の大学生・大学院生及び教授等を積極的に招聘する。
- ⑥ 台湾との人文・社会科学をテーマとした共同研究に対する研究助成を行う。知日派・親日派層の底上げを図るための日台若手研究者共同研究事業を実施する。
- ⑦ 日台介護・福祉関係者交流事業を継続し、台湾の介護士・ケアワーカー等を日本の施設で研修することで、日本型介護に対する理解増進、人材育成につなげる。

(2) 日本への関心を喚起・増進するために、以下の事業を実施する。

- ① 台北事務所の文化ホール等における日本の伝統文化及び現代文化等の紹介、日台間のシンポジウム等に対する助成等を行う。
- ② 台湾の大学をはじめとする台湾教育機関に対する日本関係図書等の寄贈の他、日本文化啓発品の貸し出し等を行い、日本理解を促進する。
- ③ 台北及び高雄事務所のライブラリーにおける日本語書籍の充実に努め、閲覧・貸し出しを行う。
- ④ 日本語能力試験、巡回展、映画上映プログラムをはじめとする国際交流基金が実施する台湾向け各種文化交流事業等に対し、引き続き連携・協力を行う。
- ⑤ 我が国の強みや魅力等の日本ブランド、日本的な価値への国際的理解を増進するため実施される外務省の「対日理解促進交流プログラム」に対して、台湾からの青少年の招聘、日本の青少年の派遣等の協力を行う。

(3) 広報業務として、次の事業を実施する。

- ① 東日本大震災から10年目を迎える2021年、台湾に謝意を示しつつ日台関係をいっそう強化すべく、日台間の友情を確認する事業を行うとともに、引き続き日本の食の魅力や安全性等を含めた我が国に関する情報を台湾の人々に正しく、かつ効果的に伝えていくため、当協会の広報機能を強化する。特に現時点においてもなお日本の一部食品に対する輸入規制が継続されているところ、台湾の人々が輸入規制解除を受け入れることのできる雰囲気づくりに努める。

- ② 東京オリンピック・パラリンピックに対する新型コロナウイルス感染症のマイナスイメージ払拭と日本の地方の魅力を発信する広報を行い、オリ・パラ後のインバウンド回復を図る。
- ③ ホームページ及びフェイスブックを更に充実したものにし、アクセス件数の増加に努める。また、当協会職員及び有識者による講演やGCTF参加等を実施し、広報の更なる強化を図る。
- ④ 機関誌「交流」については誌面の充実を図り、ホームページとの分担を考慮しつつ、当協会セミナーでの配布等に活用する。

(了)